

消費生活相談員資格試験の出題傾向がわかる！

## 消費生活相談員資格試験 科目別 過去問題集

(2021年～2023年の3年分・法改正対応解説付)

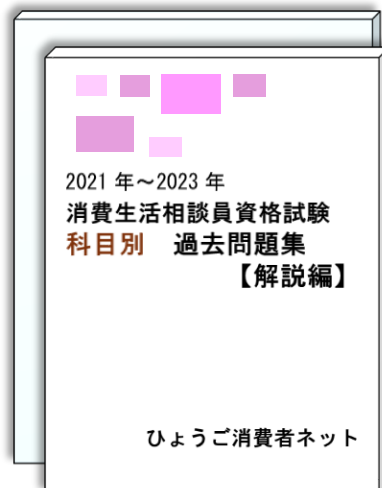
\* 出題頻度が少ない法律等については5年分掲載

「消費生活相談員資格試験」の出題分野には一定の傾向がみられます。この問題集は過去3年分(2021年～2023年)の試験問題を科目別に分類し、編集したものです。問題を科目別に分類することで繰り返し出題されている内容、重点ポイント、重要語句がわかります。解説は出題後の法律の改正にも対応しています。

過去問題を学習することが試験対策には重要といわれますが、それを具体的にどう活用していけばいいか迷うこともあるでしょう。出題範囲の広い試験だからこそ、いかに効率的に学習するかが合否を分けるともいえます。本問題集には特典として長年受験指導に携わる講師による『過去問を使った勉強法』、『論文対策』の講義をお付けしています。受験対策のひとつとしてお役立てください。

<内 容>

1. 科目別 過去問題集 《問題編・解説編 2分冊》
2. <映像特典> オンデマンド講義(合計約60分)レジュメ付き『過去問を使った勉強法』・『論文対策』  
(販売価格：7,000円)



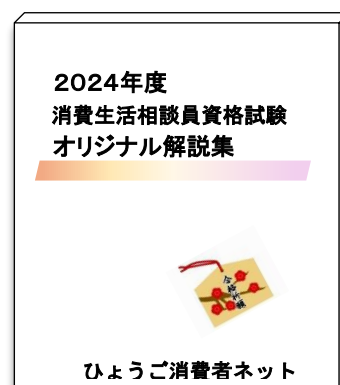
## 2024年度 消費生活相談員資格試験 オリジナル解説集

直近の「消費生活相談員資格試験」の問題について、消費者問題に詳しく多数の講習会の講師としても活躍する弁護士、経験豊富な消費生活相談員が丁寧な解説を行っています。

この解説集と前述の科目別 過去問題集とを合わせて学習することで、効果的・効率的な受験対策が期待できます。

<内 容> 2024年度試験 オリジナル解説集

(販売価格：3,000円)



\* 申込方法：ご住所(教材送付先)・氏名・連絡先を別紙FAX申込票または、下記のQRコードまたはURLの申込みフォームより、当事務局まで送信ください。  
教材代金を当方指定のゆうちょ銀行口座へお振込みをお願いします。

\* 申込締切：2025年8月末日

※詳しくは当団体HPをご覧ください。



<https://forms.gle/xw3hQAkZcZgAq2YR6>

◆お申込み・お問合せ

**NPO 法人 ひょうご消費者ネット 事務局**

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-7-11 兵庫県母子会館2階C  
(月～金曜 13時～17時、土日祝日休、臨時休業あり)

HP：<https://hyogo-c-net.com>

E-mail：[tekikaku-jukenkoza@hyogo-c-net.com](mailto:tekikaku-jukenkoza@hyogo-c-net.com)

TEL：078-361-7201 FAX：078-361-7205

## 科目別 過去問題集 【目次抜粋】

科目	項目
消費者行政	消費者基本法、消費者行政機関等、消費者安全法…
消費者安全	製造物責任法、消費生活用製品安全法…
消費生活一般	衣料、食品、環境…
	住宅 【建築基準法・建築業法】 ◆下記に編集例掲載
消費関連諸法	旅行業法、旅行業約款、探偵業法、約款（宅配便、引越運送）…
民法	
消費者契約法	
特定商取引法	◆下記に法改正対応解説例掲載
金融・保険関連法	金融商品取引法、金融サービス提供法、商品先物取引法
…	

### 【法律別に各年度の問題を編集】 法律ごとの出題内容がわかる！

#### ◆【建築基準法・建築業法】

19. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を、解答用紙の解答欄に記入(マーク)しなさい。

##### <2021 年度>

⑥**建築基準法**に基づく建築計画等に対する建築確認、中間検査、完了検査のうち建築確認に関しては、国土交通大臣等から指定を受けた者による確認検査制度はない。

##### <2022 年度>

⑥建築した当時の**建築基準法**を遵守して建築された建築物であれば、その建築後、建築基準法が改正され、その改正法に適合しないこととなったときでも、改正法は適用されない。

##### <2023 年度>

⑥**建築基準法**で定める「建ぺい率」とは、「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合」であり、「容積率」とは、「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合」である。

### 【法改正対応解説】 試験出題後の法改正がわかる！

#### ◆【特定商取引法】 <2021 年度 第14問 解説>

訪問販売業者に業務停止処分を命じる場合、その事業者が個人である場合には、業務停止を命じられた業務を含む法人の当該業務を担当する役員となることを禁じることができる(8条1項)。その期間は、業務停止処分の期間と同一となる。

さらに、業者の使用人、当該命令の日の前60日以内に使用人であった者に対しても**禁止命令**ができる(8条の2第1項2号)。

★2022(令和4)年6月1日施行の改正では、行政処分が強化され、**禁止命令の対象者が「当該命令の日の前1年以内に使用人であった者」と、範囲が拡大された。**